

境港市新型コロナウイルス緊急対策家賃等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、境港市新型コロナウイルス緊急対策家賃等補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、境港市補助金等交付規則（昭和33年境港市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大により経営に影響を受けた市内事業者に対し、家賃等の一部を本補助金として交付し、経済的負担を軽減することで、事業継続の下支えを図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる事業者は、境港市内の土地又は建物（その使用及び収益の形態に鑑みこれらに類するものを含む。以下同じ。）に関する賃貸借契約等に基づき他人の所有する土地又は建物を使用及び収益する権利を有する者として、経済産業省が定める家賃支援給付金給付規程（中小法人等向け）又は家賃支援給付金給付規程（個人事業者等向け）（以下「国給付規程」という。）に定める給付対象者となる者で、国給付規程に基づく家賃支援給付金（以下「国給付金」という。）の給付を受けた者（以下「補助対象事業者」という。）とする。

(本補助金の不交付)

第4条 補助対象事業者が次の各号に該当する場合、本補助金は交付しない。

- (1) 境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者
- (2) 境港市税（納期限の到来しないものを除く。）の滞納がある者（ただし、境港市税条例（昭和30年境港町条例第6号）に定める新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例手続きにより、徴収猶予の許可を得ている場合を除く。）

(補助金の額等)

第5条 本補助金の額は、補助対象事業者が受けた国給付金の金額（市内において営業している店舗、事業所等に要する部分に限る。）に2分の1を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、中堅企業、中小企業その他の法人等については300万円、個人事業主等については150万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 本補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、境港市新型コ

ロナウイルス緊急対策家賃等補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 国給付金の給付があったこと、及びその金額を証する書類の写し
- (2) 補助対象事業者が国給付金の申請に添付した書類（前条に係る部分分かるもの）
- (3) 役員等名簿（様式第2号）
- (4) 納税課税確認申請書（様式第3号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 本補助金の交付を受けようとする者は、国給付金の給付額に変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、本補助金の交付決定を行い、境港市新型コロナウイルス緊急対策家賃等補助金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第8条 本補助金の交付を受けようとする者は、前条の規定による交付決定通知書を受領した日から30日以内に、境港市新型コロナウイルス緊急対策家賃等補助金交付請求書（様式第5号）に交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第9条 市長は、本補助金の交付を受けた者が次の各号の一に該当するときは、本補助金の交付を取りやめ、又は既に交付した本補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 国給付金の金額に変更があったとき
- (2) 虚偽の方法によって本補助金の交付を受けたことが明らかになったとき

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年7月14日から施行する。